

巨理町立小・中学校感染予防ガイドライン

【令和3年5月10日版 (Ver.4)】



巨理町教育委員会

本ガイドラインは、文部科学省の『新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン』（令和2年6月5日事務次官通知）の考え方を踏まえ、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」（2021.4.28 Ver.6）』（以下、「衛生管理マニュアル」と記す）及び地域の感染症状況等を鑑み、見直しを図りました。

このガイドラインを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。また、感染予防のために示されている数値による環境整備等については、文部科学省の通知で達成が求められているものの、その実現が困難な状況においては、よりリスクの低い環境になるよう工夫して指導する必要があります。

（参考）学校教育活動を継続するためのチェックリスト

各学校等において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますようお願いいたします。

- 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。（※冬期間）
- 各教科の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。（※全ての教科についてチェック）
- 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。

【令和3年1月8日付け2文科初第1462号の通知文】参照

I 学校の基本的な感染症対策の取り組みについて

1 感染予防対策の徹底について

(1) 児童生徒への指導

□ 感染予防のための理解（原則を指導）

- ・感染源を絶つこと。
- ・感染経路を遮断すること。
- ・抵抗力を高めること。

□ 感染予防のポイント（感染リスクを下げる）

- ・飛沫感染をマスク着用と換気で防ぐ。
- ・接触感染を手洗いと消毒で防ぐ。

□ 正しい手の洗い方と拭き方

- ・正しい手の洗い方の周知・徹底
- ・ハンカチの共有禁止

□ 洗うタイミング

- ・登校したとき
- ・給食前
- ・授業の後
- ・休み時間の間
- ・トイレの後
- ・部活動の前後

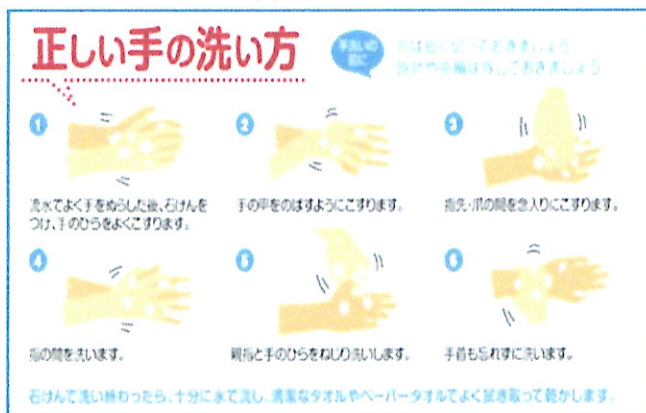


□ 手洗いの時の児童生徒の「3密」防止

- ・多くの児童生徒が効率よく手洗いをする工夫（場所の指定，時間の確保）
- ・授業時間の5分短縮
- ・休み時間の延長の検討

□ 咳エチケット

- ・マスクの着用（マスクを置く際の清潔なビニールや布などの持参）
- ・ティッシュ、清潔なハンカチの持参
- ・ポスターの掲示



【資料1】手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

□マスクの着用

- ・身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用する。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。
- ・児童生徒本人が、暑さで息苦しいと感じた時には、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるよう指導する。

□毎日の健康観察カードの提出（提出場所の指定、忘れた児童生徒の対応の明示）

□換気

- ・人の密度の低い状況でも常時換気（窓を開ける幅の目安は10cm～20cm程度）
- ・エアコンを使用している部屋においても常時換気
- ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転
- ・常時換気が困難な場合には、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開
- ・室温低下による健康被害が生じないように、必要に応じて、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用を指導
- ・放送による全校一斉の換気

□環境の衛生管理への注意

- ・多くの手が触れる場所の確認

□感染症に関する偏見や差別の根絶

- ・不確かな情報や偏見などに惑わされないこと。
- ・心ない噂や患者探しなどが行われないようにすること。
- ・日頃から、お互いに相手を思いやり、冷静に行動すること。

（2）家庭での健康管理

□毎日、登校前に自宅で検温し、体調も健康観察カードに記入するよう依頼する。

□出席停止の判断基準を事前に周知する。

- ・児童生徒本人もしくは家族や親戚などの身近な人が、①～③の場合

①感染した場合

②濃厚接触と認定された場合

③濃厚接触が疑われ、PCR検査を受ける場合

- ・地域の状況を鑑み、総合的に判断した結果、認める④～⑥の場合

④保護者から申し出があり、感染症に係る配慮が必要と認める場合

⑤児童生徒本人に基礎疾患があり、感染症に係る配慮が必要と認める場合

⑥その他、校長が必要と認める場合

□欠席する場合は、学校に連絡するよう依頼する。

- ・学校が受け取れる時間帯を周知する。
- ・時間外の場合は、緊急連絡用連絡先に電話するよう周知する。

□登校前に体調不良（高熱、強いだるさ、息苦しさ等）の場合は、登校させず、関係機関への相談や受診を要請する。

(3) 自宅で検温を行わないままで登校した児童生徒への対応

- 忘れた場合の行動の仕方について、事前に指導を行い、昇降口等に掲示する。
- 健康観察カードに未記入の児童生徒も対象となる。
- 教室に入る前に、検温や健康観察を行う。(指定場所、担当者、時間帯を明示)

(4) 授業中の健康管理

- 医療的ケアが必要、基礎疾患や既往症があるなど配慮すべき児童生徒を教職員全員が把握しておく。
- 常に換気を行うなど、感染予防策を徹底する。
- 授業中に体調不良(高熱、強いだるさ、息苦しさ等)の訴えがある場合には迅速に対応する。
 - ・ 該当児童生徒を離席させる。(廊下に移動させるなど)
 - ・ 教員が職員室等に連絡する。(隣の教室の教員に依頼するなど)
 - ・ 連絡を受けた教員が該当児童生徒を保健室等以外の教室に連れていく。(動線を事前確認)
- ペア、グループや少人数による話し合い、学び合い等の活動は必要最小限にとどめる。
 - ・ 1 m程度の距離の確保
 - ・ 15分以上しない
 - ・ 大声を発生しない
- 1 教室での最大人数は学級在籍者数とする。
- 指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案を行う。
- 各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い以下のような学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、**リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。**
 - ・ 理科等での「3密」になりやすい観察、実験等
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・ 図画工作、美術における共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・ 家庭科、技術・家庭科における調理実習
 - ・ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 体育の授業の実施にあたっては、次の点について留意する。
 - ・ 可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。
 - ・ 体育館などの屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。
 - ・ 運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。
- 顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策であるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

(5) 休み時間

- 移動の際に、廊下や昇降口が密集状態にならないよう、動線等を配慮する。
- 他の学級への不要不急な出入りをしない。
- 大声での発声等、飛沫感染防止のため、マスクを着用させる。
- 教室や廊下に等に集まってのおしゃべり等（いわゆる「たむろ」）をしないよう指導する。
- 手を洗う時間を確保する。
- 会話をする際には、一定程度距離を保つ。
- お互いの体が接触するような遊びは行わない。

(6) 給食

- 十分な手洗いを徹底する。（食前・食後）
- 給食当番の健康管理を朝の会で行い、当番該当者を明確にしておく。
- 小学校の低学年においては、担任を含む他の教員が中心になって行う。
- 配膳で並ぶときは十分な間隔をとる。
- 配膳の係は、衛生的な服装（白衣・帽子・マスクの着用）をし、手指を確実に洗浄する。
- 配膳と下膳は、複数の者が触らないように、できる限り個人で行う。（触れる人数をできるだけ減らす工夫）
- マスクは、「いただきます」のあいさつをするまで外さないこととし、下膳時は着用する。
- 配膳室及びその付近での委員会活動としての作業については、最小限の人数で行う。
- 会食の仕方
 - ・机上を消毒する。（食前・食後）
 - ・グループにならずに、全員が黒板を向く。
 - ・大声での会話を控える。
- 昼の放送を実施する場合は、感染予防を徹底する。

(7) 清掃

- 児童生徒が行う場合は、「3密」を避け、極最小限の人数となるよう工夫する。
- 児童生徒は、教室や廊下などの掃き掃除及び拭き掃除（机・椅子・床など）に限るものとする。その際、必ず教職員等が付くものとする。また、拭き掃除については、必要に応じてモップを使用する。
- 清掃前後に、石けんを使用して手洗いをを行うことを徹底する。
- 換気の良い状態で、マスクを着用する。
- 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に、石けんを使用して手洗いをを行う。
- ごみ箱の処理は教職員が行う。
- トイレや洗面所については、児童生徒が家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で行う。ただし、特別な消毒作業は必要ない。
- 児童生徒の感染予防対策に配慮した清掃の在り方を検討する。

(8) 部活動

- 指導者の監督の下で活動させる。
- 開始前後の健康観察を行う。
- 発熱や風邪の症状がある場合は、活動させず静養させる。
- 着替えなどで部室等利用する際は、換気の徹底、短時間の利用、大人数が一斉に入ることのないよう指導する。
- 活動前には十分に準備運動を行う。
- 実施内容や方法に配慮し、身体的接触を避け、密集せず距離をとって行うことができる活動に代替するなど、感染予防の徹底に努める。
- 使用する用具等は、生徒間で不必要に使いまわしせず、適切に消毒を行う。(使用前・後)
- 屋内で活動する場合は、その場所のドアを広く開け、常時こまめな換気や消毒液の使用など、感染防止の措置を行う。
- 熱中症対策を講じて活動させる。
- 平日の活動時間を準備や片付けを含めて2時間以内とする。
- 平日及び土・日曜日のどちらか一方の活動については、「部活動の指導ガイドライン」【亘理町教育委員会：平成31年3月発行】を遵守し、感染予防対策を十分に講じた上で行う。

(9) 登下校時の指導

- 校門や玄関口等での密集が起こらないようにする。
- 登下校時の飛沫感染の防止の指導をする。
- 集団登下校を行う場合には密接とならないようにする。
- スクールバス乗車時の注意
 - ・座席の間隔を十分に確保する。
 - ・会話を控える。
 - ・大声を出さない。
 - ・窓をあけておく。
- 夏場は、熱中症対策で対人距離を十分にとるよう指導した上で、外してもよい。冬期間は、マスク着用を徹底し、同時に飛沫感染しないマスクの衛生的な取り扱いの指導をする。

(10) 早退の対応

- 在校中に児童生徒が体調不良（高熱、強いだるさ、息苦しきなど）を訴えた場合は、以下のようになる。
 - ・養護教諭が状況を判断し、校長に具申する。
 - ・速やかに保護者へ連絡をする。
 - ・他の児童生徒との接触を避ける。
 - ・待機用の教室で保護者に引き渡す。

(11) 来校者への対応

- 原則として校内への立ち入りを禁止し、玄関での対応とする。
- 全ての来校者に関して、氏名、所属、連絡先、訪問時刻、対応教職員等を記録する。

- 必要な場合、職員室までの立ち入りは認めるが、短時間での対応とする。
- 来校者への対応条件について、掲示するなどして知らせるようにする。
- 早退で迎えに来た保護者も、来校者として記録する。

(12) 校内衛生管理

換気

- ・常時対角線の窓を細め（10cmから20cm程度）に解放（授業中、児童生徒が不在の教室など）
- ・休み時間に出入口、窓やドアを大きく開放
- ・エアコン使用時も同様
- ・放送により全校一斉に換気（始業前、授業中、業間休み、昼休み、5校時後）

消毒作業

- ・電解水、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムの在庫管理
- ・漂白剤の安全管理
- ・机、椅子については、特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・放課後においては、外部の支援も検討（保護者ボランティアなど）

安全点検（月1回）の活用

手洗い場の石けん設置補充

(13) 避難訓練

- 避難経路を工夫する。
- 避難場所での集合隊形を配慮する。
- 必要に応じて避難場所を変更する。
 - ・緊急事態における避難訓練の重要性を理解させる。
 - ・在宅時、登校時の場面を想定した指導をする。

(14) 心のケア

- 不安や悩みへの対応
- どこでも感染するリスク（社会生活で感染症が伝播しないということはない）
- 家庭の生活環境の変化
- 学級担任、学年担当者との面談
- 養護教諭、SC、SSWによる面談
- 心のケアハウスコーディネーターによる相談等
- 教職員のメンタルヘルスへの配慮

(15) 感染者、感染の疑いのある者に対する差別への対応

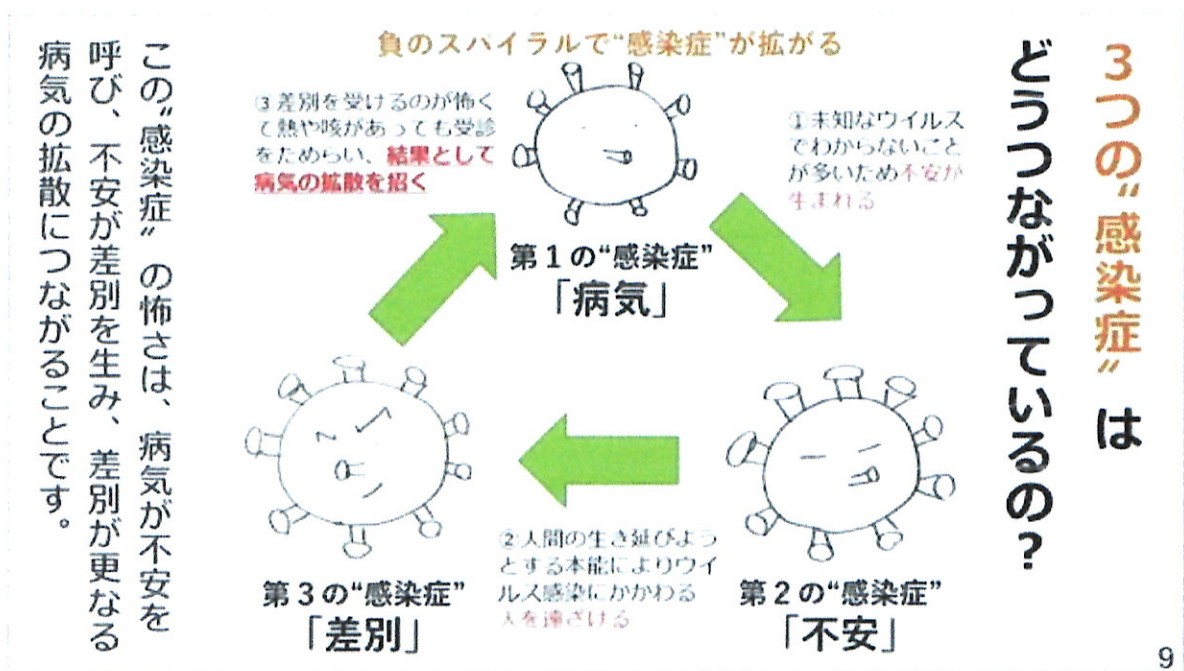
□感染者、感染の疑いのある者、その家族、感染者の治療に当たる医療従事者への偏見、いわれのない差別、揶揄、いじめが生じないように、発達段階に応じた指導を徹底する。

□学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談の実施や、SC・SSW等の心理面・福祉面からの支援などを、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

□児童生徒への指導とともに、保護者に対しても啓発を図る。

- ・不確かな情報や偏見などに惑わされないこと。
- ・心ない噂や患者探しなどが行われないようにすること。
- ・日頃から、お互いに相手を思いやり、冷静に行動すること。

□相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)等の周知を図る。



【資料2】「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう」(出典：日本赤十字社ホームページ)

(16) 保護者との連絡

□感染予防のため、原則として家庭訪問を行わない。

□電話、学校ホームページなどで情報を発信することを周知する。

2 教職員について

(1) 健康管理

- 毎朝、自宅で検温し体調を確認の上、出勤する。出勤簿押印の際に、出勤簿のそばに常備した健康観察カードに対応等を記入する等、毎日健康状況を報告する。管理職は毎日、教職員の健康観察カードの内容を確認し、3週間は保管する。
- 風邪の症状があるときや体調が思わしくないときは、決して無理をせず出勤しない、出勤させないことを徹底する。
- 勤務開始後に体調不良や風邪の症状がみられた場合は、すぐに管理職に報告し帰宅する。
- マスクやフェイスシールド等を着用し、咳エチケットを徹底する。
- 手洗いをこまめに行う。
- 勤務時間外においても「3密」を避けるとともに、教職員の家族にも「3密」を避けるよう理解を求める。

(2) 環境整備

- 職員室において、クラスターを発生させないよう努める。
 - ・マスクを着用する。
 - ・常時換気をする。
 - ・近距離での会話を避ける。
 - ・共用品の消毒をする。
- 会議の持ち方を工夫する。
- 在校時間の短縮に努める。

(3) 教職員体制

- 子育てや介護等、家庭の事情に十分配慮し、職場で協力し合い、休みやすい体制づくりを進める。
- 妊婦等、健康管理に特に配慮が必要な教職員には、十分な支援を行う。
- 教職員が感染者または感染が疑われる者となった場合を想定した体制づくりを行う。

(4) 服務

- 教職員本人が罹患した場合は、病気休暇を取得させる。
- 発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ない場合は、特別休暇を取得させる。
- 教職員が濃厚接触者であることが疑われる場合は、状況が明らかになるまで、職専免を取得させる。

【別紙1】 「新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて」参照

Ⅱ 感染が疑われる者及び感染者が発生した場合

「感染が疑われる者」とは

PCR 検査の対象となった者、同居家族が PCR 検査等で陽性になった者、クラスター発生したとされる時期にその場所にいた者

「濃厚接触者」とは

患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として 1 m）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

〈新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 国立感染症研究所 感染症疫学センター（令和 2 年 4 月 20 日版）〉

1 感染が疑われる者、濃厚接触者及び感染が疑われた者との接触者が判明した場合

（1）児童生徒の場合

- 校長は、児童生徒が、「感染が疑われる者」「濃厚接触者」及び「感染が疑われる者との接触者」である旨を把握した場合、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。
- 校長は速やかに互理町教育委員会教育総務課に、電話にて報告する。
- 校長は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して、**出席停止の基準（Ⅱ-1（2）参照）**に基づき、出席停止の措置を行う。
- 学校は、他の児童生徒等の健康観察を行う。（下校時、帰宅後）
- 校長は、当該児童生徒の校内における行動履歴等の情報を収集する。
 - ・ 校舎平面図、座席表（学級、特別教室）等に記載し、提出できるよう準備しておく。
- 当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- 個人のプライバシーに十分に考慮して、保護者への説明文書を配布する。
- 当該児童生徒の学習を保証するため、課題を郵送等で配布するなど対策を講じる。
- 学級担任等は、当該児童生徒の状況を把握するため、可能な場合には、当該家庭と連絡を取り合う。
 - ・ 所在及び健康状況の確認
- 本人とも電話で直接会話をするよう努める。
 - ・ 家庭生活の様子
 - ・ 不安や悩みへの対応
- 当該児童生徒と濃厚接触したと考えられる者の校内における行動履歴等の情報を収集する。
- マスコミ対応の窓口は、互理町教育委員会とする。

（2）保護者の場合

- Ⅱ-1（1）に準じて対応する。

(3) 教職員の場合

- Ⅱ—1 (1) に準じて対応する。
- 校長は、状況が明らかになるまで職専免を取得させる。

【別紙1】 「新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて」参照

2 感染が判明した場合

(1) 児童生徒の場合

- 校長は、児童生徒の感染を把握した場合、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。
- 校長は速やかに互理町教育委員会教育総務課に報告する。

【別紙2】 (A様式) 「新型コロナウイルス感染症(陽性判明)について」参照

- (A様式) 報告後に、対応が必要な生じた場合には、互理町教育委員会教育総務課に報告する。

【別紙3】 (B様式) 「新型コロナウイルス感染症の対応について」参照

- 校長は、治癒するまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行う。
 - 学校は、他の児童生徒等の健康観察を行う。(下校時、帰宅後)
 - 校長は、感染者本人及び濃厚接触者と想定される者の校内における行動履歴等の情報を収集する。
 - 当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
 - 個人のプライバシーに十分に考慮して、保護者への説明文書を配付する。
- 【別紙4】 「臨時休業のお知らせ(案)」参照
- 当該児童生徒の学習を保証するため、課題を郵送等で配布するなど対策を講じる。
 - 学級担任等は、当該児童生徒の状況を把握するため、当該家庭と連絡を取り合う。
 - ・所在確認
 - ・健康状況確認
 - 可能な場合は、当該児童生徒本人とも電話などで直接会話するよう努める。
 - ・家庭生活の様子
 - ・不安や悩みへの対応
 - マスク対応の窓口は、互理町教育委員会とする。

(2) 教職員の場合

- 本人は、速やかに学校に連絡をする。
- 校長は、教職員本人に病気休暇を取得させる。
- 校長は、事前に構築していた職員体制に基づき、教育活動を保証する。
- 連絡を受けた後は、【別紙5】のフローに準じて対応する。

【別紙5】 「児童生徒・教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドライン【令和2年12月10日現在】」参照

- 当該職員の職員室の席の周辺の教職員を職専免により、直ちに帰宅させ、自宅待機させる。

【別紙6】 「新型コロナウイルス感染症が疑われる職員が発生した場合の対応について」参照

- 互理町教育委員会の指示のもと、学区全体について臨時休業の措置をとる。

□以下は、Ⅱ―1（1）に準じて対応する。

□校長は、当該職員の状況を把握するため、本人等と連絡をとる。

Ⅲ 臨時休業の判断について

（1）学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

【別紙5】「児童生徒・教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドライン【令和2年12月10日現在】」参照

□これまで、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応としてきたが、臨時休業を直ちに行うのではなく、町教委において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとする。

□児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下の通り判断する。

- ① 感染者の学校内での活動状況を踏まえ、町教委は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。同時に、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。
- ② 校長は、感染した児童生徒等について、出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- ③ 保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）をとる。
- ④ 学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、町教委が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。
- ⑤ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とする。
- ⑥ ⑤以外の場合には、学校教育活動を継続するが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫をする。

